

令和元年6月27日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第1903283号、環循施発第1903281号）により、その該当性判断基準をお示ししたところである。

本年5月22日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB汚染物のうちPCBを含有した塗膜（PCB含有塗膜）については、その施設の部位によってPCB濃度に濃淡がある場合は、特定の部位のPCB濃度のみによって当該施設全体の塗膜のPCB汚染物への該当性を判断することは適当ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB含有塗膜に係るPCB汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品としてPCBを含有する塗料（PCB含有塗料）は、昭和41年から昭和47年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和49年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年までに建設又は塗装されたものにPCB含有塗料が使用された可能性がある。
 - 鋼製橋梁
 - 鋼製洞門
 - 排水機場の鋼構造物

- 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- 水門・鉄管の鋼構造物
- 鋼製船舶

③ ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされたい。

(以上)

(第十四部)

國會第百九十八回 參議院決算委員會會議錄

四

(一一一)

第一百九十八回 參議院決算委員会議録第八号

環境省自然環境 局長 正田 寛君

補欠として宮崎勝君が選任されました。

環境省環境再生・資源循環局 山本 昌宏君

○委員長(石井みどり君) 平成二十九年度決算外二件を議題といたします。

環境省環境再生・資源循環局 森山 誠一君

本日は、復興庁、経済省及び環境省の決算について審査を行います。

環境省総合環境政策統括官 原子力規制委員会原子力規制室長官房緊急事態対策監

○委員長(石井みどり君) この際、お諮りいたし

会計検査院事務 総局第一局長 三田 啓君

議事の都合により、これら決算の概要説明及び決算検査の概要説明は、いずれも省略して、本日

会計検査院事務 総局第三局長 森 裕君

の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存

会計検査院事務 総局第五局長 戸田 直行君

じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さ

よう取り計ります。

本日の会議に付した案件

○委員長(石井みどり君) 速記を起こしてください

○平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書(復興庁、総務省及び環境省の部)

○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、浅田均君、小西洋之君、熊野正士君、浜口誠君、宇都隆史君及び中西祐介君が委員を辞任され、その補欠として行田邦子君、杉久武君、矢田わか子君、川田龍平君、青山繁晴君及び元築太一郎君が選任されました。

また、本日、杉久武君が委員を辞任され、その

りますけれども、本日は質問時間が短いですか

ら、一つに絞つてお聞きします。

それは、事故の発生 당시に、IAEA、国際原子力機関の国際原子力事象評価尺度において、チエルノブリ事故と同じくレベル7とされることです。

不肖私は、民間時代から実務上の専門分野の一つが危機管理でありますから、事故の発生直後の西暦2011年4月15日に、許可を得て、当時の警戒区域を含む被災地を広範囲に回って状況を調査いたしました。翌週の4月22日には、これも許可を得て、作業員以外では初めて福島第一原発の構内に入り、状況を調べました。その際に放射線量も自ら測り続けました。その結果として申せば、チエルノブリ事故とは福島の現実は全く異なることは、その当時から既にして明らかでありました。

例え、放射線障害。直接の放射線障害で亡くなつた方は、現在のところ福島においてはゼロです。ところが、チエルノブリにおいては、当時の、はつきり申せば情報公開しないソ連当局の発表でも三十三人でありましたが、世界の専門家では、はるかに桁違いの直接の放射線障害による死亡された方がいらっしゃるというのは広く推定されておりました。

福島原発事故は、はつきり申せば情報公開しないソ連当局の発表でも三十三人でありましたが、世界の専門家では、はるかに桁違いの直接の放射線障害による死

亡された方がいらっしゃるというのは広く推定されておりました。

誤解があつてはいけないのであえて申しますけれども、福島原発事故においては、何とおよそ二千人に

関連死、すなわち誤った避難の仕方などによって不幸にも亡くなられた方は、何とおよそ二千人に及ぶという現実は一方であります。こうした事実

は私が国会に出ましてから何度も質問いたしましたがどうございます。党利党略でなく、國益のため

にこそ質問いたします。

まず、原田義昭環境大臣にお尋ねいたしました

じます。

福島原発事故の被災地におきましては、今

も、この瞬間も父祖の地を取り戻すための努力が続いています。予算を投入して除染が行われまして、既に完了した地域もあります。しかし、住民の方々のふるさと復帰はなかなか進まないのが現

実であります。そこには複合的な深刻な要因がある

例え、直近のことです。

また、IAEAにおける議論への対応方針等についても、原子力規制委員会が説明するべきもの

級審におきまして、福島を含めて日本の安全な水産物を輸入禁止にしている韓国の不当な措置について、これを認めるかのような決定がありました。

けれども、これも根っここの背景としては、日本国民が考える以上にこのレベル7といふものの影響は深甚なものがあると言わざるを得ません。つまり、レベル7である限りは、陸で官民の連携による除染が完了してもなお、それから海で水産物への汚染がなくなつてもなお、人々の疑心暗鬼はなくなることがありません。

〔速記中止〕

レベラル7とされた当時、IAEAの内部では、

私の知る限りでは、フローリー事務局次長が、チエルノブリと福島は全く違うのになぜ日本政

府はそのようなことを言つてくるんだと、思わずフローリーさんが記者団の前で吐露してしまつたこともありましたし、そのことも踏まえて、IAEAの内部ではかつて、今はレベル7が一番悪いケースなんですが、レベル8を作つてチエルノブリはそこに上げて、福島とは違うということを明確にすべきだという意見が実はIAEAの内部で出ましたが、日本政府からは何の働きかけもないことかつたので、そのままになつていてるわけです。

その上で、IAEAはまだこれ暫定としたままなんですね。実際に八年間、暫定のままであります。したがいまして、公正公平な見直しを促すには日本政府全体の取組が不可欠であります。

今日は除染効果の検証に責任をお持ちの原田環境大臣に御見解をお尋ねします。

○国務大臣(原田義昭君) ただいま青山委員から貴重なお話をいたしましたところであります。

福島第一原発事故のINES評価、これは国際的な評価機関でありますけれども、INES評価やその手法については、IAEAにおける議論等を踏まえて、日本においては専門的な知見を有する原子力規制委員会が独立した立場で判断するものと、そういうふうにまた考えております。

また、IAEAにおける議論への対応方針等についても、原子力規制委員会が説明するべきもの

○理事(西田昌司君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、矢田わか子君が委員を辞任され、その補欠として木戸口英司君が選任されました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造でございます。

お役に立てるよう質疑をしたいと思います。

今日は、原田大臣、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

P-CBについてお伺いをしたいと思いますが、このP-CBは、電気絶縁性が強く、燃えない、安定性が高いということで広く用ひられてきました。

水に溶けず脂肪に溶けるということで、体に一度入るとなかなか排せつすることができなくなるということ、そして安定をしておる性格上、一度例えば皮下脂肪などに入りますと、いつまでも刺激をえ続けるということで、治らない、そういう問題もありまして、黒い赤ちゃん、みんな本当に氣の毒だと思います。二度と繰り返してはならない、しっかりとP-CBの処理をしていかなくてはならないわけであります。

今日、資料の中に通知を提出してござります。その後には、国会の会議録もお示ししておりますが、かつてはP-CBがあればP-CBの汚染物として処理をするとしていたものを、通知によつて、含有濃度が〇・五ミリグラム・パー・キログラム以下のものは低濃度P-CBの汚染物には該当しないと、そういう整理をしたものであります。まずは、この通知を発出するに至つた経緯についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。低濃度P-CB廃棄物につきましては、その処理した後の処理物の濃度基準、いわゆる卒業基準は規定されておりますが、今御指摘のありました、何が低濃度P-CB廃棄物に該当するかという該当性の判断基準は、今まで一部の廃棄物を除いてこれまで明確になつておらず、自治体が判断が分かれていることなどから課題となつておりました。

○政府参考人(山本昌宏君) 多くは焼却されてい

それでP-CB廃棄物の適正な処理の推進における支障となつていたことから、今般、低濃度P-CB汚染物の該当性判断基準を明確化したところでござります。

○秋野公造君 塗膜についてお伺いをしたいと思いますけど、新たな判断基準、新たに示された判断基準でP-CB非該当とされた塗膜による環境中のP-CB排出量、どのようにお考えになつておられますでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

ただいま御指摘のありました判断基準によりまして低濃度P-CB廃棄物に当たらないと判断された塗膜につきましては、通常の産業廃棄物としてその性状に応じて廃プラスチック類あるいは汚泥に分類されることになります。これらにつきましては、基本的には焼却処理をされて判断基準以下で存在しているP-CBも分解されるということでありますので、環境中に排出されることはないと考えております。

○秋野公造君 これまで低濃度P-CB廃棄物は八百五十度二秒の燃焼で処理をしてきたかと思いますけれども、通常の産業廃棄物で扱いますとどのように燃焼することになりましようか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

廢棄物処理法の施行規則によりまして、技術上の基準、維持管理基準が定められておりまして、通常の産業廃棄物処理施設におきますと、燃焼ガスの温度を八百度C以上、一秒以上の滞留といふこととされてござります。

○秋野公造君 この八百度二秒でP-CBは分解さ

れると考えてよろしいでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 八百度C以上で滞留時間二秒以上の条件によりまして微量P-CB含有油のP-CBは分解されるということが技術的には確認されてござります。

○秋野公造君 焼却されずに埋立処分をされるものはありませんか。その対応について見解を伺い

ます。

○政府参考人(山本昌宏君) 多くは焼却されてい

ると考えますが、非該当と判断された塗膜のうち、一部の汚泥について埋立処分が行われることについては考えられます。

ただ、仮に埋立処分される場合におきましても、管理型あるいは遮断型最終処分場において行

われることになりますので、まず、管理型最終処分場につきましては、浸出液の処理設備を設けて、放流水が排水基準に適合するということになつております。

また、遮断型最終処分場におきましては、地下

水等から遮断された形で埋立処分されることから、環境中に流出するおそれはないと考えております。

○秋野公造君 今までの話は、P-CBの濃度が一様であるという場合に限られる話にならうかと思ひます。私が問題意識を持つてるのは、資料をカラーでお示ししているものを御覧いただたらと思います。

塗膜を先ほど申し上げましたけれども、濃度

の濃淡があるものについては高濃度のP-CBが混入する可能性があるのではないかというのが私の問題意識でありまして、例えば、たまたま薄いところを測定をして、それでもって例えばP-CB非

該当であつたりするようなことがあつてはならぬといふことでありまして、この塗膜の取扱いについては、この塗膜のP-CB濃度分析の取扱いについては、

ついては基準を示すべきではないかというふうを指摘しておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

御指摘のありましたように、塗膜につきましては、場所によって濃淡があるということがござい

ますので、事業者が試料採取すべき箇所や数を現

場で個別に判断した上でP-CB濃度を分析して、

その濃度に応じた処理が実施されているというこ

とではありますが、御指摘のとおり、施設の部位

でありますとか塗装の塗り替えの頻度、あるいは使用された塗料の種類等に応じて区分けをするなど、合理的な方法によりサンプリングしたものを分析してP-CB濃度を把握することは必要だと考

えております。

現在、御指摘も受けまして、適切なサンプリングの方法につきましては検討に着手しておりますので、速やかに結論を得た上で周知を図つてしまいま

るといふことです。

○秋野公造君 提案を対応していただけます。

ことは感謝を申し上げたいと思いますが、問題は、その基準が示されるまでの間、どうするかと

いうことであります。

大臣にお伺いをしたいと思います。

この昭和四十一年から例えれば四十九年の辺り、この頃の塗料の中にはP-CBが含まれている可能

性があり、先ほど申し上げたとおり、高濃度P-CBといつたものも混入する可能性が私はあるので

はないかと思います。この基準が示されるまでの塗膜の取扱いについては、現状どおり、ポリ塩化ビフェニルの染み込み又は付着等が確認できればP-CB汚染物に該当するとして処理をするよう

な、そんな考え方があつてもいいのではないかと私は考えますが、大臣の御見解、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(原田義昭君) これまでP-CB汚染物の該当性の判断基準が一部明確でなく、適正な処理の支障となつていたために、今般、判断基準を

定めました。その必要性について御理解いただきたいと考えております。

また、御指摘の塗膜のサンプリング方法につきましては、速やかに結論を得た上で周知を図つてしまひたいと思います。

また、御指摘の塗料が使われた施設について

も、自治体に対する注意を周知いたします。

なお、サンプリング方法を周知するまでの間、自治体が、入念なサンプリングの代わりに、P-CB染み込み又は付着等の確認をもつて全体をP-CB汚染物に該当するものとして常に安全側で取り

扱うということも、むしろそちらの方が望ましいのではないかと、こう考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

大臣の今の御答弁のあつた塗膜の取扱いに対する考え方についても自治体に周知しますか、御見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) 上げた内容につきましては、情報整理の上、自治体に周知してまいります。

○秋野公造君 どうぞよろしくお願ひをしたいと思ひます。

○政府参考人(山本昌宏君) お答え申し上げま

す。国土交通省は、橋梁等の対応についてどのように対応されるおつもりか、考え方をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(神真一君) お答えを申し上げま

す。国土交通省におきましては、橋梁の塗装塗り替え工事におきまして、塗装に含まれるP.C.B.や鉛など

を含有していることは、既に周知しております。また、P.C.B.等が含有していることが確認され

た場合には、厚生労働省が定めた作業上の安全に関する基準に基づいて作業を行うこととしており

ます。

さらに、工事で剥ぎ取ったP.C.B.等を含む塗膜

くずについては、平成二十八年七月に閣議決定されましたP.C.B.廃棄物処理基本計画及び関係法令に基づき、適切に廃棄処理を進めております。

国土交通省におきましては、従前と変更なく、P.C.B.等を含む塗膜について安全かつ適切に処理を進めてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

国がこの安全域で処理を行なうということは、国民に対して安心、安全を与えることになるかと思ひます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

一方で、このP.C.B.の処理に当たり、この鉛を含有しているものにつきまして、鉛を含有してい

ますと、例えば炉を傷めるといったようなこともあります。あるとは聞いておりまして、それによつて、鉛も含有していると受入れをなかなか渋つたりするよ

うな例もあると聞いております。

鉛を含有した塗膜を適正に処理する体制は十分に確保されているのか、見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御答弁申し

す。今御指摘のありました鉛を含有した塗膜につきましては、現在、十三のP.C.B.の無害化処理認定事業者がおりまして、そちらで塗膜処理を行つて

いる。鉛の観点からは、塗膜処理の本格実施に先立ちまして、塗膜を試験的に処理をして、ばい

じん中の鉛の溶出量を測定して、溶出基準を超

しないといふことを確認していると聞いております。また、これらの無害化処理認定事業者は、焼却過程への鉛等の重金属の投入量を調整するとい

うことではいじん中の鉛の溶出量が基準を超

しないよう配慮しながら塗膜処理が実施されて

いると承知しております。

ただ、P.C.B.、鉛が含有しているということであ

りますので、鉛精錬等の技術を持つていると考

えられる処理施設においてその多くが処理されて

いる、こういう実態があるということを承知して

ございます。

○秋野公造君 ということになりますと、炉があ

ると鉛も含めて処理がしやすくなるということであります。

私は、一度質疑もさせていただきましたが、例

えば鉛を処理して回収をして再利用するといった

ことは非常に重要なことだと思っておりまして、

それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使う

溶剤、この論文の一ページを開けていただきま

すと、ベンジルアルコール、これが三四・八%も

含まれていたということで急性ベンジルアルコ

ル中毒を来したという一例の論文であります。

要旨のところを見ていただきますと、この使つ

た方、気管挿管となつて人工呼吸器まで陥つたと

いうこと、二十四日後に退院でありますので、か

なり長期の入院を要したということ、ベンジルアルコール中毒の治療の論文がないということを考

えますと、医療として確立されたものもなかなか

よい良いではないかという思いから、ちょっとと

及び鉛の廃棄物の処理の推進につながるかと思ひますが、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘のような処理技術につきまして、個別の処理業者より無害化処理施設の認定申請をいただいた場合には、認定要件に照らしまして、また実証試験の結果等を踏まえて、専門的な者の意見を聞いた上で、科学的、技術的見を含めた総合的な判断がなされることになります。

ただ、今御指摘のありました溶融元熱分解法、これは過去に個別の企業が開発したもので、

環境省のP.C.B.等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがござります。これにつきまして、P.C.B.の分解を可能とする処理システムであることが認められておりましたと同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということになります。

今後、こうした金属回収の技術等が活用されることにより、P.C.B.汚染物だけでなく、鉛含有廃棄物の処理が一層促進されるものと考えております。

職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険有害性情報を基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じる

で、資源循環に資するものと承知しております。

今後、こうした金属回収の技術等が活用されることにより、P.C.B.汚染物だけでなく、鉛含有廃棄物の処理が一層促進されるものと考えております。

ただし、P.C.B.の分解を可能とする処理システムであることが認められておりましたと同時に、処

理の過程で鉛を回収することも可能だということになります。

ただ、今御指摘のありました溶融元熱分解

法、これは過去に個別の企業が開発したもので、

環境省のP.C.B.等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがござります。これにつきまして、P.C.B.の分解を可能とする処理システムであることが認められておりましたと同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということになります。

ただ、今御指摘のありました溶融元熱分解法、これは過去に個別の企業が開発したもので、

環境省のP.C.B.等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがござります。これにつきまして、P.C.B.の分解を可能とする処理システムであることが認められておりましたと同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということになります。

とありますと、お医者さんでありますから、この論文を書いた先生方は、一番最後のページ御覽いただきますと、閉鎖空間の開放ができたならばということを書いてくれますけど、飛散させではなくないといふことを考えますと、それもなかなか難しい、できないような状況であったと

いうことであります。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思います。

私が、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(椎葉茂樹君) お答えさせていただ

きます。

この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思

います。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思います。

私が、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(椎葉茂樹君) お答えさせていただ

きます。

この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思

います。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思

います。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思